

学習用パソコンの取り扱い同意書の提出について（学校提出用）

佐賀市教育委員会
佐賀市立思斉中学校 校長 野中 康枝

1 目的

佐賀市では、学習のために1人1台の学習用パソコンを貸し出します。学校での使用を基本としますが、臨時休校になった場合など学習用パソコンを持ち帰ることもございます。

貸し出しにあたり、保護者の皆様には、以下の事項をご確認いただいた上で、同意書の提出を11月12日（金）までをお願いいたします。（※切り取らずこのままご提出ください。）

【同意事項】

2 学習用パソコンの取扱及び利用時の注意事項

- (1) 学習用パソコンを学校が認めた学習活動以外の目的で使用しません。（学習目的に関係のない不適切なサイトの閲覧やゲーム等）
- (2) 学習用パソコンを学校が認めた学習活動以外の目的で使用し、万一、事故等が起きた場合、その責任を佐賀市や学校に求めることはしません。
- (3) 不適切な画像の送受信や誹謗中傷など、他者を傷つけたり不快を与えたりすることに使用しません。
- (4) 他者の肖像権や著作権を侵害しません。
- (5) 学習用パソコンに佐賀市や学校の許可を得ずにアプリケーションをインストールしません。
- (6) 学習用パソコンを他のパソコンやUSB等の機器に接続しません。
- (7) 学習用パソコンを持ち帰った際に、他人に貸したり、使わせたりしません。
- (8) 学習用パソコンは自宅で使用します。自宅以外のところで使用する必要がある場合は学校に相談します。
- (9) 学習用パソコン（付属品も含む）が故障・破損等した場合は速やかに学校に連絡します。
※故障や破損については原則、佐賀市にて修理を行います。重大な過失や故意による場合は保護者負担になる場合があります。
- (10) 学習用パソコンを家庭に持ち帰った際は、自宅での学習活動や学校での利用に備えて必ず充電を行います。
- (11) 健康面に気を付けて、長時間の利用や就寝直前までの利用はしません。
- (12) アカウントやパスワードは他者に教えません。
- (13) 家庭内でインターネットへ接続する際は、家庭で用意した通信環境（Wi-Fi等）を利用します。
※回線費用等（通信費やプロバイダ料及びその他諸経費一式）は保護者負担となります。
- (14) 学習用パソコンの利用や管理について、学校から指示がある場合はその指示に従います。

3 個人情報の取り扱い

- (1) 自分や他人の個人情報（氏名や住所、電話番号など）を許可なくインターネット上に公開しません。
- (2) 学習活動に必要なインターネット教材等の利用のため、児童・生徒の学習履歴や成果物等がクラウドサービス（Microsoft365等）に保存されることに同意します。

4 その他

- (1) 学校を卒業する時（佐賀市外の学校に転出する時を含む）は貸し出されたもの全て（本体及び付属品）を返却します。
※佐賀市立小学校から佐賀市立中学校へ進学する場合も返却していただきます。
- (2) 佐賀市がセキュリティ事故の調査や学習用パソコンの利用状況の把握等のためにログ（アクセス履歴）を収集する場合がありますことに同意します。

-----（※切り取らずこのままご提出ください。）-----

佐賀市教育委員会 様

佐賀市から貸し出される1人1台の学習用パソコンを受領するとともに、上記の同意事項について保護者として同意します。また、児童生徒に対して同意事項を理解させることに努め、本学習用パソコンを適切に利用させます。

令和3年 月 日
学校名： 佐賀市立思斉中学校 年 組
生徒名： _____
ご署名（保護者氏名）： _____

※感染症による臨時休校等になった場合のオンライン授業への主な参加方法について、いずれか1つにチェックを入れてください。

【選択項目】

- ☐ 家庭のパソコンを使い、家庭のインターネットでオンライン授業等に参加します。
☐ 自宅に学習用パソコンを持ち帰り、家庭のWi-Fiでオンライン授業等に参加します。
☐ 学校に登校し、学校の環境でオンライン授業等に参加します。